

北海道庁への災害見舞金の寄附について

北海道総務部危機対策局危機対策課

1 災害見舞金の趣旨（考え方）

(1) 北海道庁に対する寄附として、主に北海道の災害復旧事業等で活用させていただきます。

(2) なお、被災者に対する義援金については、日本赤十字社（本部・北海道支部）、北海道共同募金会へご相談願います。

【URL】

- ・ 日本赤十字社
(<http://www.jrc.or.jp/contribute/help/308/index.html>)
- ・ 日本赤十字社北海道支部
(http://www.hokkaido.jrc.or.jp/m3_02_lgienkin.html)
- ・ 北海道共同募金会
(<http://www.akaihane-hokkaido.jp/topics/topics3.html#link-180911>)

2 北海道庁への災害見舞金の寄附手続きについて

北海道庁に災害見舞金を寄附いただく場合は、別紙「災害見舞金確認票」を記入いただき、次の連絡先までFAXまたはメールにより送付願います。

送信票受理後、当課担当者から入金手続き等についてご連絡差し上げます。

3 連絡先

F A X : 011—231—4314

E-mail : somu.bosai22@pref.hokkaido.lg.jp

4 留意事項

寄附金については、後日当課からお送りする納付書により振り込んでいただきますので、現金を直接お持ちいただくことはご遠慮ください。

